

将来の電力需給シナリオに関する検討会の設置について（案）

2023 年 11 月 7 日

将来の電力需給シナリオに関する検討会 事務局

1. 検討会設置の背景・経緯

- 2022 年 8 月に開催された GX 実行会議（議長：内閣総理大臣）において、電力システムが安定供給に資するものとなるよう、制度全体を再点検することが示された。
- これを受け、電力・ガス基本政策小委員会において供給力確保の在り方について議論され、この議論を踏まえ、2023 年 4 月に「将来の電力需給に関する在り方勉強会」（以下「勉強会」という。）が設置された。勉強会において、安定供給の確保や 2050 年カーボンニュートラルの実現の観点から、課題となり得る事項等について関係事業者等からヒアリングが行われた。
- 2023 年 8 月、勉強会において、「今後は、議論の場を電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）に移し、10 年超先の電力需給のあり得るシナリオについて策定を進めることとする。」と整理された。
- これを受けて、本機関にて実施するシナリオ策定にあたっては、「有識者や外部機関の知見など、多様な視点を取り入れながら検討を進める。」ことが求められていることから、有識者を委員とする「将来の電力需給シナリオに関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、専門的かつ多様な視点で検討を進めることとする。

2. 検討会が策定するシナリオの目的

- 検討会において策定するシナリオは、国、本機関、事業者等の関係者間で共有し、長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、計画的に電源開発を進める上での参考とすることを目的とする。
- 検討会で策定するシナリオは、経済産業省が策定するエネルギー基本計画や本機関において別途とりまとめや策定を行う供給計画、広域連系系統のマスタープランとは策定の目的が異なることから、必ずしもこれらの計画等との整合を前提とせず、検討を進める。
- また、検討結果については公表し、様々な主体による検証や更なる検討の材料として提供する。

3. シナリオ検討の時間軸

- 建設のリードタイムが 10 年を超える電源も存在することなどから、シナリオ

検討の時間軸として、2040 年及び 2050 年を対象とする。

- 今回策定するシナリオは、今後の状況変化を踏まえて 5 年毎を目処に見直すことを基本とし、必要に応じて、より早期の見直しを行う。具体的な見直しの時期、体制等については本機関にて今後検討する。

4. シナリオ検討におけるエリアの考え方

- 将来的にはエリア別のシナリオを策定することを念頭に置きつつ、検討会においては、全国のシナリオを策定する。

5. シナリオ検討の粒度

- 検討会においては、kW・kWh バランスを検討することとし、将来的な調整力の必要量等については、分析の進め方や論点等も含めて検討を行うこととする。

6. 検討会の体制

- 検討会においては、多様性及び客観性のある検討とするため、多様なバックグラウンドを持つ有識者の方々に委員として参加いただくとともに、国、事業者で構成するオブザーバーの意見を必要に応じて聴取しながら進める。
- 検討会で議論すべき内容の下地となる分析・検討を行う場として、作業会を設置する。
- シナリオ策定における技術的な検討については、電力需給の将来想定に関して専門的な知見を有する複数の会社・機関に依頼する。

7. 検討会の運営

- 検討会の事務局は、本機関が務める。
- 検討会の議事は、本機関の業務規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、公表する。
- 議事録には発言者の個人名を記載し、各委員の確認後に公表する。なお、議事録が公表されるまでの間は、会議の録画データを公表する。
- 配布資料は原則として公表する。なお、個別の事情に応じて資料を非公表とするか否かは、本機関の諸規程を踏まえて、座長が判断する。
- 公表は本機関のウェブサイトに掲載することにより行う。

【業務規程】

(広報及び情報公表)

- 第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。
- 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
 - 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
 - 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
- 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に準じた取扱いを行う。

以 上